

農地法第4条許可申請書類チェック表

提出部数:(正1部・副1部の2部提出)副は全てコピーで可

番号	添付書類名(発効日・証明日が提出時3ヶ月未満のもの)	✓	発行機関等
①	申請書		
②	別紙1・別紙2(渡人又は受人が複数の場合必要)		必要な場合
1	位置図(申請地付近の見取図。住宅地図・インターネットの地図等)		
2	字図(原本)(周辺の土地の所有者・地目・地積を記入)		法務局
3	土地の全部事項証明書(原本)		法務局
	・所有後3年経過しているか(相続の場合は3年未経過でも可) ・登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合は、確認できる戸籍の附票等を添付		
5	住民票(原本)(世帯全員が記載されたもの・住所と世帯員確認のため) 転用者が法人の場合 定款の写し(原本証明必要)・登記簿謄本		市町村市民窓口
6	隣地同意書(隣接する農地の地権者から取得。道路、水路を挟んだ先の農地まで。 取れない農地については経緯書を作成。)		
7	農振農用地除外証明(農業用施設の場合は用途変更証明書)		地域整備課・農政課
8	水利組合脱退の同意書(登記地目が田の場合)		水利組合等
9	排水同意書(浄化槽等の排水をする直近の水路、側溝の管理者から。排水がない場合にはその旨記載。)		水利組合等
10	土地改良区の意見書(申請地が改良区の区域内の場合・改良区ごとに様式有)		土地改良区
11	資金調達明細書(下記添付)		
	残高証明書や融資証明書等 ※証明日が申請日の1か月以内のもの (総事業300万円未満は通帳写し可)		金融機関等
	見積書(有効期限が切れていないもの)		施工業者
12	設計図面		
	配置図(土地利用計画平面図)		
	平面図・側面図(立面図)(建築物・工作物がある場合)		
	縦横断面図(太陽光施設・造成が伴う場合) <small>太陽光発電施設は雨水の流量計算書が必要な場合があります。</small>		
13	誓約書(資材置場・駐車場への転用の場合は、建築物等を建てない旨を追加記入すること)		
14	開発行為の許可申請書(写) <small>3000㎡以上の案件などで土木事務所への開発行為許可申請が必要な場合</small>		
15	他法令の許認可の申請書(写) 又は協議書(写) <small>他法令の許認可が必要な場合 (例)消防法、墓理法、砂利採取法、森林法、老人福祉法、児童福祉法、食品衛生法、医療法、潤いのある町づくり条例等</small>		
16	利用計画書(資材置き場・駐車場として転用する場合)		
17	太陽光発電関係書類 <small>(FIT法の事業計画認定書・九電との接続契約が確認できる書類)</small>		
18	代替地検討比較表・候補地位置図 <small>第3種農地不要(都市計画区域用途地域)</small>		
19	農業委員の回答書 ※申請書完成後、提出前に農業委員に現状や計画等を説明すること。		地区担当農業委員
20	委任状(行政書士等の代理人が申請手続きする場合)		
21	その他添付書類(始末書・承諾書・理由書(植林))		

※ 湯布院・挾間地域は、開発協議が必要な場合がある為、事前に市担当部署と協議のこと。

※ 許可書を受取るまで農地のまま保全すること。事前着工は認められません。

※ 転用面積→事業内容、農地の形状、周辺の状況等を考慮し適正な規模か判断します。
過大な面積は許可されない場合があります。

※ 事業完了後に法務局で地目変更登記等を行ってください。

※ 申請(毎月15日締切)→ 市委員会(月末)→ 県許可書交付(締切日より45日程度)

※ これは一般的な添付書類であり、必要に応じて追加書類を求めることがあります。